

半期報告書

(第7期中) 自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【事業等のリスク】	8
5 【経営上の重要な契約等】	8
6 【研究開発活動】	8
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3 【設備の状況】	12
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	12
2 【道路資産】	13
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【中間連結財務諸表等】	19
2 【中間財務諸表等】	52
第6 【提出会社の参考情報】	67
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	68
第1 【保証会社情報】	68
第2 【保証会社以外の会社の情報】	68
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	68
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	70
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	71
第3 【指数等の情報】	72
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年12月26日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金子 剛一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小山 徹
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小山 徹
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益（百万円）	273,799	272,793	274,028	581,502	659,296
経常利益（百万円）	22,696	17,853	18,817	10,963	11,122
中間（当期）純利益 （百万円）	13,055	9,845	11,252	5,540	6,547
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	—	9,834	11,222	—	6,570
純資産額（百万円）	192,910	195,263	203,826	185,437	192,607
総資産額（百万円）	1,407,556	1,601,003	1,773,762	1,491,720	1,653,647
1株当たり純資産額（円）	1,483.47	1,501.30	1,562.50	1,425.68	1,476.02
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	100.43	75.73	86.55	42.61	50.36
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	13.7	12.2	11.5	12.4	11.6
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△52,979	△112,363	△109,924	△130,784	△121,592
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△894	△21,073	△11,716	△15,372	△32,761
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	91,895	116,680	130,582	167,607	150,908
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	114,559	81,231	103,483	97,988	94,542
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	8,370 (1,418)	8,495 (1,430)	8,841 (1,370)	8,387 (1,439)	8,609 (1,455)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

4. 第6期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益（百万円）	263,651	260,921	259,515	562,702	634,845
経常利益（百万円）	19,990	16,894	16,952	4,939	7,166
中間（当期）純利益 （百万円）	11,477	9,623	9,495	1,736	3,753
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	184,431	184,313	187,939	174,690	178,444
総資産額（百万円）	1,397,024	1,591,300	1,759,765	1,481,628	1,641,185
1株当たり純資産額（円）	1,418.70	1,417.79	1,445.68	1,343.77	1,372.64
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	88.28	74.02	73.03	13.35	28.87
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	13.2	11.6	10.7	11.8	10.9
従業員数（人）	2,111	2,115	2,113	2,096	2,117

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり、主要な関係会社に異動が生じております。

(1)高速道路事業

平成23年5月2日付で、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱(連結子会社)が㈱東京ハイウェイの株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

平成23年6月17日付で、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱(連結子会社)及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱(連結子会社)が中日本施設管理㈱の株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

平成23年8月29日付で、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱(連結子会社)がNH S名古屋㈱の株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

平成23年8月31日付で、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱(連結子会社)がティーシーメンテナンス㈱の株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

(2)その他(関連)事業

平成23年9月1日付で、当社が行う海外の高速道路に関する調査及び情報収集業務について、合理的に実施することを目的として、東日本高速道路㈱(以下「東日本高速道路」といいます。)、西日本高速道路㈱(以下「西日本高速道路」といいます。)、首都高速道路㈱(以下「首都高速道路」といいます。))及び阪神高速道路㈱(以下「阪神高速道路」といいます。))との出資で、日本高速道路インターナショナル㈱(以下「インターナショナル社」といいます。))を設立し、持分法適用関連会社としております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱東京ハイウェイ (注3)	東京都千代田区	86	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本施設管理㈱ (注4)	東京都中野区	30	高速道路事業	49.0 (49.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NHS名古屋㈱ (注5)	名古屋市千種区	20	高速道路事業	33.5 (33.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ティーシーメンテナンス㈱ (注6)	長野県松本市	20	高速道路事業	33.4 (33.4)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナショナル㈱ (注7)	東京都千代田区	499	その他(関連) 事業	28.6	海外の高速道路に関する調査・情報 収集業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接保有割合で内数であります。

3. ㈱東京ハイウェイの株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱(連結子会社)が平成23年5月2日に取得し、持分法適用関連会社としております。また、議決権の所有割合は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

4. 中日本施設管理㈱の株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱(連結子会社)及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱(連結子会社)が平成23年6月17日に取得し、持分法適用関連会社としております。

5. NHS名古屋㈱の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱(連結子会社)が平成23年8月29日に取得し、持分法適用関連会社としております。

6. ティーシーメンテナンス㈱の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱(連結子会社)が平成23年8月31日に取得し、持分法適用関連会社としております。

7. インターナショナル社については、当社、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路とで平成23年9月1日に設立し、持分法適用関連会社としております。なお、企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	8,125 (1,202)
休憩所事業	292 (168)
その他 (関連) 事業	84 (0)
全社 (共通)	340 (0)
計	8,841 (1,370)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数 (人)	2,113
----------	-------

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の景気動向は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあり、雇用情勢の悪化や企業収益の減少が続くなど楽観を許さない状況にあります。このような状況の中、当社グループは、高速道路を長期にわたり安全・安心・快適にご利用いただくことを最優先に、お客さまに満足していただけるサービスの一層の充実や、国の「高速道路無料化社会実験」による一部道路の無料化の実施に取り組むとともに、効率的な業務執行等により、全社的なコスト削減に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は、274,028百万円（前年同期比0.5%増）となり、営業利益は、18,354百万円（同4.4%増）となりました。また、法人税等を控除した中間純利益は11,252百万円（同14.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、第一東海自動車道（東名高速道路）などを含む計23路線1,760km（平成23年9月30日現在）の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。

こうした中、利便増進事業に関する計画の見直しに伴う休日特別割引（上限1,000円）の廃止等（平成23年6月20日午前0時以降）により料金収入が増加した一方で、道路資産完成高が減少したこと等により、営業収益は249,004百万円（同0.1%減）、営業利益は14,618百万円（同5.0%増）となりました。

(休憩所事業)

休憩所事業においては、同事業の運営子会社である中日本エクシス㈱（連結子会社）と一体となって、お客さまに感動していただけるサービスエリアの創造を目指し、EXPASAに代表されるサービスエリアの複合商業施設化、お客さまサービスや商品力の向上、地域社会との連携、女性の意見を広く反映したプロジェクトなど、社会情勢の変化やニーズに柔軟に対応する施策を積極的に推進しました。

当社は、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち営業施設が設置されている箇所敷地及び建物等について、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進めるために中日本エクシス㈱（連結子会社）に賃貸しております。当中間連結会計期間では、昨秋以降、順次オープンしたEXPASA 5箇所の平年化などにより収益・利益とも昨年度を上回り、営業収益は19,243百万円（同11.7%増）、営業利益は4,143百万円（同2.4%増）となりました。

(その他（関連）事業)

旅行事業においては、高速道路の工事現場などの見学を組み込んだ高速道路事業への理解を深めていただけるバスツアーを企画・提供するなど高速道路資産を活かした新しい旅行商品を企画・提供しました。

海外事業においては、アジア地域での収益事業案件獲得のため現地調査を実施し、各関連機関との協議を積極的に進めました。特に、ベトナムでは、現地事務所に長期的に社員を派遣し、ベトナム高速道路機関との連携を強化し、道路事業案件の調査検討を継続的に実施しました。また、国が実施する海外協力事業に社員を派遣し、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際交流・国際貢献にも努めました。

カードサービス事業においては、会員カード「プレミアムドライバーズカード」のご利用促進キャンペーンの実施や、カードのご利用で貯まるショッピングポイントの魅力的な交換先として、楽天㈱と提携しました。

その他、当社ホームページにて、料金検索サービスの提供、観光などドライブに関する情報及び旅行や物販の商品紹介の充実を進め、WEB事業の拡大に努めたほか、金沢トラックターミナルの敷地を北陸高速道路ターミナル㈱（持分法適用関連会社）に賃貸するトラックターミナル事業、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施する受託事業や、占有施設活用事業、物販事業等を展開しております。

これらの事業を堅実に実施しましたが、収益拡大に向けた先行投資等により、営業収益は5,793百万円（同8.8%減）、営業損失は409百万円（前年同期は営業損失392百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益18,726百万円(前年同期比7.7%増)に加え、売上債権の減少額17,254百万円(同64.1%増)、減価償却費8,815百万円(同7.7%増)などとなったものの、たな卸資産の増加額が125,628百万円(同3.3%減)、仕入債務の減少額28,081百万円(同58.3%増)などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、109,924百万円(同2.2%減)の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、有価証券の売却による収入3,000百万円(同1.6%減)などによる増加があった一方、料金機械、ETC^(注)装置等の設備投資13,812百万円(同41.9%減)等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、11,716百万円(同44.4%減)の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入139,647百万円(同16.7%増)による増加があった一方、長期借入金の返済8,952百万円(同203.8%増)により、財務活動によるキャッシュ・フローは、130,582百万円(同11.9%増)の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ22,251百万円増加し、103,483百万円(同27.4%増)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

平成23年10月から12月にかけて当社元社員が所得税法違反及び詐欺容疑で逮捕、起訴されました。

当社としては、捜査当局に全面的に協力するとともに、再発防止策を講じてまいります。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生はございません。なお、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 3. 機構との協定に基づく事業執行」に記載しております「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されておりますので、当社の事業等のリスクからは消滅しております。

5【経営上の重要な契約等】

（1）機構と締結する協定について

当社及び機構は、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）に基づく料金割引の見直し、東海環状自動車道（関広見インターチェンジ～四日市北ジャンクション）の整備事業追加に伴い、平成23年6月6日付けで「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されております。

なお、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」については、平成23年7月25日をもって、料金徴収期間を満了しました。一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

（2）東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。これに基づき、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業の実施を目的としたインターナショナル社が上記5社の出資により、平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされております。これに基づき、当社、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及びインターナショナル社の6社は、平成23年9月1日付けで、インターナショナル社の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結するとともに、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業に関し、その業務の一部をインターナショナル社に対して業務委託する場合における方法等を定め、もって海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とすべく、併せて業務委託基本協定を締結しております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることとあります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、299百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールドデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附

帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積もりと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で274,028百万円（前年同期比0.5%増）となりました。高速道路事業については、料金収入は増加したものの道路資産完成高が前中間連結会計期間を下回った影響などにより249,004百万円（同0.1%減）となり、休憩所事業については19,243百万円（同11.7%増）、その他（関連）事業については5,793百万円（同8.8%減）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で255,673百万円（同0.2%増）となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により234,386百万円（同0.4%減）となり、休憩所事業については15,100百万円（同14.5%増）、その他（関連）事業については6,202百万円（同8.0%減）となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で18,354百万円（同4.4%増）となりました。その内訳は、高速道路事業が14,618百万円（同5.0%増）、休憩所事業が4,143百万円（同2.4%増）、その他（関連）事業が営業損失409百万円（前年同期は営業損失392百万円）となりました。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息59百万円等の計上により661百万円（同17.7%増）、営業外費用は支払利息92百万円等により198百万円（同32.1%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は18,817百万円（同5.4%増）となりました。

④ 中間純利益

当中間連結会計期間の特別損失は、固定資産除却損89百万円等の計上により91百万円（同82.8%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した中間純利益は11,252百万円（同14.3%増）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は86円55銭であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行を通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに6,540百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成23年6月	5,522
		平成23年9月	
一般国道1号 （箱根新道）（注3）	修繕	平成23年7月	281
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線	山梨県都留市つる （都留インターチェンジ） 改築	平成23年8月	317
一般国道16号 （八王子バイパス）	災害復旧	平成23年9月	1
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成23年6月	418
合計			6,540

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

3．一般国道1号（箱根新道）については、平成23年7月26日午前0時以降、国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

また、平成23年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成23年9月30日現在)

区分		賃借料 (百万円) (注1) (注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	335,814 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (大田市から東近江市まで (八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線 (岡谷市から安曇野市まで (豊科インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道 (富山県下新川郡朝日町から米原市まで (朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (小浜市から敦賀市まで ((仮称) 小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号 (新湘南バイパス)	
	一般国道1号 (西湘バイパス)	
	一般国道138号 (東富士五湖道路)	
	一般国道271号 (小田原厚木道路)	
	一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで (あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号 (東海環状自動車道) (豊田市から関市まで)		
一の路線	一般国道1号 (箱根新道) (注5)	21
	一般国道16号 (八王子バイパス)	2,060
	一般国道139号 (西富士道路)	817
	一般国道158号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路))	118
合計		338,831

(注) 1. 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
4. 平成23年9月30日までに機構に帰属し、借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。
5. 一般国道1号（箱根新道）については、平成23年7月26日午前0時以降、国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成23年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成23年12月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,342	15,883
高速道路事業営業未収入金	50,016	39,334
未収入金	13,021	※5 6,226
有価証券	81,997	88,599
たな卸資産	1,196,726	1,322,404
その他	20,824	26,478
貸倒引当金	△16	△13
流動資産合計	1,378,912	1,498,913
固定資産		
有形固定資産		
土地	115,495	115,462
その他(純額)	138,116	137,558
有形固定資産合計	※1, ※3 253,611	※1, ※3 253,020
無形固定資産	9,240	8,868
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 10,411	※2 11,284
貸倒引当金	△293	△282
投資その他の資産合計	10,117	11,002
固定資産合計	272,969	272,892
繰延資産	1,764	1,956
資産合計	※2 1,653,647	※2 1,773,762
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	61,045	39,951
未払法人税等	1,583	9,863
引当金	3,007	3,516
その他	45,250	※5 33,040
流動負債合計	110,887	86,372
固定負債		
道路建設関係社債	※2 818,943	※2 959,016
道路建設関係長期借入金	438,980	432,100
長期借入金	8,555	7,010
退職給付引当金	55,812	56,705
その他の引当金	6,118	6,690
その他	21,741	22,039
固定負債合計	1,350,151	1,483,563
負債合計	1,461,039	1,569,935

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650
利益剰余金	55,277	66,530
株主資本合計	191,928	203,180
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△45	△54
その他の包括利益累計額合計	△45	△54
少数株主持分	724	700
純資産合計	192,607	203,826
負債純資産合計	1,653,647	1,773,762

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業収益	272,793	274,028
営業費用		
道路資産賃借料	164,409	165,221
高速道路等事業管理費及び売上原価	65,513	65,056
販売費及び一般管理費	※1 25,286	※1 25,396
営業費用合計	255,209	255,673
営業利益	17,584	18,354
営業外収益		
受取利息	69	59
土地物件貸付料	104	102
負ののれん償却額	171	171
匿名組合投資利益	20	91
その他	195	237
営業外収益合計	561	661
営業外費用		
支払利息	136	92
持分法による投資損失	1	32
支払補償費	66	—
災害支援費用	—	47
その他	89	26
営業外費用合計	293	198
経常利益	17,853	18,817
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 0
ポイント引当金戻入額	67	—
特別利益合計	67	0
特別損失		
前期損益修正損	※3 84	—
固定資産除却損	※4 402	※4 89
減損損失	※5 41	—
その他	2	1
特別損失合計	530	91
税金等調整前中間純利益	17,390	18,726
法人税、住民税及び事業税	7,843	9,371
法人税等調整額	△302	△1,877
法人税等合計	7,541	7,494
少数株主損益調整前中間純利益	9,848	11,232
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	3	△20
中間純利益	9,845	11,252

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	9,848	11,232
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	△0
持分法適用会社に対する持分相当額	△4	△9
その他の包括利益合計	△14	△9
中間包括利益	9,834	11,222
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	9,831	11,242
少数株主に係る中間包括利益	3	△20

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
当期首残高	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
当期首残高	48,730	55,277
当中間期変動額		
中間純利益	9,845	11,252
当中間期変動額合計	9,845	11,252
当中間期末残高	58,575	66,530
株主資本合計		
当期首残高	185,381	191,928
当中間期変動額		
中間純利益	9,845	11,252
当中間期変動額合計	9,845	11,252
当中間期末残高	195,226	203,180
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△42	△45
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△14	△9
当中間期変動額合計	△14	△9
当中間期末残高	△56	△54
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△42	△45
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△14	△9
当中間期変動額合計	△14	△9
当中間期末残高	△56	△54
少数株主持分		
当期首残高	99	724
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5	△24
当中間期変動額合計	△5	△24
当中間期末残高	94	700

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	185,437	192,607
当中間期変動額		
中間純利益	9,845	11,252
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△19	△33
当中間期変動額合計	9,825	11,218
当中間期末残高	195,263	203,826

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	17,390	18,726
減価償却費	8,187	8,815
減損損失	41	—
持分法による投資損益 (△は益)	1	32
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,165	847
賞与引当金の増減額 (△は減少)	459	523
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	510	558
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△29	△14
受取利息及び受取配当金	△74	△64
支払利息	8,292	8,186
固定資産売却損益 (△は益)	2	△0
固定資産除却損	963	377
売上債権の増減額 (△は増加)	10,512	17,254
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△129,962	△125,628
仕入債務の増減額 (△は減少)	△17,737	△28,081
その他	238	△2,061
小計	△100,036	△100,528
利息及び配当金の受取額	129	87
利息の支払額	△8,477	△8,314
法人税等の支払額	△3,979	△1,201
法人税等の還付額	—	31
営業活動によるキャッシュ・フロー	△112,363	△109,924
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△200	△700
定期預金の払戻による収入	2,700	600
有価証券の取得による支出	△2,986	—
有価証券の売却による収入	3,050	3,000
投資有価証券の取得による支出	—	△670
固定資産の取得による支出	△23,760	△13,812
固定資産の売却による収入	6	46
その他	116	△179
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,073	△11,716
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	—
長期借入金の返済による支出	△2,946	△8,952
道路建設関係社債発行による収入	119,679	139,647
道路建設関係社債償還による支出	△20,000	—
少数株主への配当金の支払額	△8	△3
その他	△43	△109
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,680	130,582
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,757	8,940
現金及び現金同等物の期首残高	97,988	94,542
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 81,231	※ 103,483

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△20,000百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△129,962百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額10,770百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△8,952百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△6,880百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△125,628百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額6,540百万円が含まれております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(有)ミズノ商事

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 12社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
ハイウェイ・トール・システム(株)
(株)NEXCO保険サービス
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
中日本施設管理(株)
ティーシーメンテナンス(株)
NHS名古屋(株)
日本高速道路インターナショナル(株)

上記のうち、(株)東京ハイウェイ、中日本施設管理(株)、ティーシーメンテナンス(株)、NHS名古屋(株)及び日本高速道路インターナショナル(株)は、新たに株式を取得したことから、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社を含めております。

なお、中部ホールディングス(株)は、中日本ロード・メンテナンス中部(株)に商号を変更しております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(有)ミズノ商事

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑦ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

【表示方法の変更】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(中間連結損益計算書)

1. 従来、「営業外収益」の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた216百万円は、「匿名組合投資利益」20百万円、「その他」195百万円として組み替えております。

2. 従来、「営業外費用」の「その他」に含めていた「持分法による投資損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた90百万円は、「持分法による投資損失」1百万円、「その他」89百万円として組み替えております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 61,013百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 ① 道路建設関係社債 818,943百万円(額面額 819,950百万円) ② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円 なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」278百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※3 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。 有形固定資産 車両運搬具 21百万円 なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。 有形固定資産 機械及び装置 1百万円 車両運搬具 23百万円 計 24百万円</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。 機構 4,357,262百万円 東日本高速道路 19,214百万円 西日本高速道路 275百万円 計 4,376,752百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 67,877百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 ① 道路建設関係社債 959,016百万円(額面額 959,950百万円) ② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円 なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」463百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※3 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。 有形固定資産 機械及び装置 1百万円 車両運搬具 23百万円 計 24百万円</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。 機構 4,354,213百万円 東日本高速道路 15,748百万円 西日本高速道路 195百万円 計 4,370,158百万円</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 42,437百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 299,860百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が120,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が42,960百万円減少しております。</p> <p>5</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 39,694百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 306,740百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が6,880百万円減少しております。</p> <p>※5 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																																																														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給与手当・賞与</td><td style="text-align: right;">3,811百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">21百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">766百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">953百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">2,049百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">6,541百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td style="text-align: right;">5,075百万円</td></tr> </table> <p>2</p> <p>※3 前期損益修正損の内容は次のとおりであります。 システム改修による預り連絡料金等の残高修正によるものです。</p> <p>※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">381百万円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">402百万円</td></tr> </table> <p>※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 40%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都町田市</td> <td>遊休不動産</td> <td>建物、構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っており、遊休不動産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間において、遊休不動産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（41百万円）として特別損失に計上しております。</p>	給与手当・賞与	3,811百万円	役員退職慰労引当金繰入額	21百万円	賞与引当金繰入額	766百万円	退職給付費用	953百万円	業務委託費	2,049百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,541百万円	利用促進費	5,075百万円	建物	381百万円	構築物	9百万円	工具、器具及び備品	8百万円	その他	2百万円	計	402百万円	場所	用途	種類	東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給与手当・賞与</td><td style="text-align: right;">3,906百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">30百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">771百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">935百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">1,833百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">6,463百万円</td></tr> <tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">19百万円</td></tr> <tr><td>利用促進費</td><td style="text-align: right;">5,147百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>車両運搬具</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0百万円</td></tr> </table> <p>3</p> <p>※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">45百万円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">24百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89百万円</td></tr> </table> <p>5</p>	給与手当・賞与	3,906百万円	役員退職慰労引当金繰入額	30百万円	賞与引当金繰入額	771百万円	退職給付費用	935百万円	業務委託費	1,833百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,463百万円	ポイント引当金繰入額	19百万円	利用促進費	5,147百万円	車両運搬具	0百万円	工具、器具及び備品	0百万円	計	0百万円	建物	45百万円	構築物	24百万円	工具、器具及び備品	9百万円	その他	10百万円	計	89百万円
給与手当・賞与	3,811百万円																																																														
役員退職慰労引当金繰入額	21百万円																																																														
賞与引当金繰入額	766百万円																																																														
退職給付費用	953百万円																																																														
業務委託費	2,049百万円																																																														
ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,541百万円																																																														
利用促進費	5,075百万円																																																														
建物	381百万円																																																														
構築物	9百万円																																																														
工具、器具及び備品	8百万円																																																														
その他	2百万円																																																														
計	402百万円																																																														
場所	用途	種類																																																													
東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物																																																													
給与手当・賞与	3,906百万円																																																														
役員退職慰労引当金繰入額	30百万円																																																														
賞与引当金繰入額	771百万円																																																														
退職給付費用	935百万円																																																														
業務委託費	1,833百万円																																																														
ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,463百万円																																																														
ポイント引当金繰入額	19百万円																																																														
利用促進費	5,147百万円																																																														
車両運搬具	0百万円																																																														
工具、器具及び備品	0百万円																																																														
計	0百万円																																																														
建物	45百万円																																																														
構築物	24百万円																																																														
工具、器具及び備品	9百万円																																																														
その他	10百万円																																																														
計	89百万円																																																														

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定 21,433百万円	現金及び預金勘定 15,883百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定) 35,600百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定) 77,000百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来するコマーシャルペーパー(有 価証券勘定) 19,998百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来するコマーシャルペーパー(有 価証券勘定) 11,499百万円
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付 現先(流動資産その他) 5,000百万円	計 104,383百万円
計 82,031百万円	預入期間3ヶ月超の定期預金 △900百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金 △800百万円	現金及び現金同等物 103,483百万円
現金及び現金同等物 81,231百万円	

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
その他(機械及び装置)	3百万円	3百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	264百万円	188百万円	75百万円
その他(工具、器具及び備品)	583百万円	455百万円	127百万円
その他(無形固定資産(ソフトウェア))	35百万円	27百万円	8百万円
合計	886百万円	675百万円	211百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
その他(機械及び装置)	0百万円	0百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	249百万円	196百万円	53百万円
その他(工具、器具及び備品)	558百万円	499百万円	58百万円
その他(無形固定資産(ソフトウェア))	31百万円	26百万円	5百万円
合計	839百万円	721百万円	117百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	161百万円	95百万円
1年超	49百万円	22百万円
合計	211百万円	117百万円

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	160百万円	122百万円
減価償却費相当額	160百万円	122百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	298,399百万円	341,080百万円
1年超	17,316,577百万円	17,292,550百万円
合計	17,614,976百万円	17,633,630百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	264百万円	268百万円
1年超	703百万円	614百万円
合計	968百万円	882百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2.)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,342	16,342	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	50,016	50,016	—
(3) 未収入金	13,021	13,021	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 (投資有価証券)			
①満期保有目的の債券	11,499	11,504	4
②その他有価証券	71,221	71,221	—
資産計	162,101	162,106	4
(1) 高速道路事業営業未払金	61,045	61,045	—
(2) 未払法人税等	1,583	1,583	—
(3) 流動負債その他(未払金)	21,423	21,423	—
(4) 道路建設関係社債	818,943	841,740	22,797
(5) 道路建設関係長期借入金	438,980	442,603	3,623
(6) 長期借入金(1年以内に返済予定 の長期借入金を含む)	12,172	12,336	164
負債計	1,354,148	1,380,733	26,584

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	2,701
	その他有価証券	127

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日現在における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません

((注)2.)参照)。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,883	15,883	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	39,334	39,334	—
(3) 未収入金	6,226	6,226	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 (投資有価証券)			
①満期保有目的の債券	12,001	12,010	9
②その他有価証券	77,215	77,215	—
資産計	150,661	150,670	9
(1) 高速道路事業営業未払金	39,951	39,951	—
(2) 未払法人税等	9,863	9,863	—
(3) 流動負債その他(未払金)	7,807	7,807	—
(4) 道路建設関係社債	959,016	993,244	34,227
(5) 道路建設関係長期借入金	432,100	435,974	3,874
(6) 長期借入金(1年内に返済予定 の長期借入金を含む)	10,100	10,260	160
負債計	1,458,838	1,497,101	38,262

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

- (5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	保有目的	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	3,307
	その他有価証券	135

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	100	103	3
	(2) 社債	99	104	4
	(3) その他	10,997	10,998	0
	小計	11,197	11,206	8
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	301	298	△3
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	301	298	△3
合計		11,499	11,504	4

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	70	116	△46
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	151	151	—
	(3) その他	71,000	71,000	—
	小計	71,221	71,267	△46
合計		71,221	71,267	△46

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

(1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。

(2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。

① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合

② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合

③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体の時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 非上場株式(連結貸借対照表計上額127百万円)については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	200	205	5
	(2) 社債	99	104	4
	(3) その他	—	—	—
	小計	300	310	10
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	201	200	△0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	11,499	11,499	△0
	小計	11,701	11,700	△0
合計		12,001	12,010	9

2. その他有価証券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	72	116	△44
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	143	143	—
	(3) その他	77,000	77,000	—
	小計	77,215	77,259	△44
合計		77,215	77,259	△44

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

(1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。

(2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。

① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合

② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合

③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 非上場株式（中間連結貸借対照表計上額135百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	9,915	1,546	11,462	10,973
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	120,028	3,120	123,149	117,629

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) であります。

当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他(関連)事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他(関連)事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額(注1) (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (注2) (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業(百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客に対する売上高	249,225	17,226	6,342	272,793	—	272,793
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	9	10	31	(31)	—
計	249,237	17,235	6,352	272,825	(31)	272,793
セグメント利益又は損失(△)	13,927	4,047	△392	17,582	2	17,584
セグメント資産	1,328,538	148,187	9,929	1,486,654	114,348	1,601,003
セグメント負債	1,220,568	—	—	1,220,568	185,170	1,405,739
その他の項目						
減価償却費	7,123	972	91	8,187	—	8,187
持分法適用会社への投資額	1,573	—	347	1,921	—	1,921
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11,573	3,925	21	15,521	1,339	16,860

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額114,348百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金(預金及び有価証券)及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額185,170百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,339百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分してしております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額(注1) (百万円)	中間連結財務 諸表計上額 (注2) (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客に対する売上高	248,993	19,241	5,793	274,028	—	274,028
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	2	0	13	(13)	—
計	249,004	19,243	5,793	274,042	(13)	274,028
セグメント利益又は損失（△）	14,618	4,143	△409	18,352	1	18,354
セグメント資産	1,475,732	145,675	7,331	1,628,739	145,022	1,773,762
セグメント負債	1,391,116	—	—	1,391,116	178,818	1,569,935
その他の項目						
減価償却費	7,627	1,109	78	8,815	—	8,815
持分法適用会社への投資額	2,664	—	633	3,297	—	3,297
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,840	3,186	9	8,037	905	8,942

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (2) セグメント資産の調整額145,022百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。
 - (3) セグメント負債の調整額178,818百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額905百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	228,956	43,837	272,793

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	236,197	37,831	274,028

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
減損損失	-	-	-	-	41	41

(注) 減損損失は全て報告セグメントに配分していない全社資産（遊休不動産）に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	6,069	6,069

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	5,726	5,726

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	75.73円	86.55円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	9,845	11,252
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	9,845	11,252
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	1,476.02円	1,562.50円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	192,607	203,826
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	724	700
(うち少数株主持分)(百万円)	(724)	(700)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	191,882	203,125
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社 第34回社債	中日本高速道路株式会社 第35回社債	中日本高速道路株式会社 第36回社債
発行総額	金350億円	金100億円	金150億円
利率	年0.272パーセント	年0.444パーセント	年1.066パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成23年11月25日	平成23年11月25日	平成23年11月25日
償還期日	平成26年9月19日	平成28年9月20日	平成33年9月17日
担保	一般担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債権に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債権の債務者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債権の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で締結した「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を変更することを、平成23年10月6日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成23年10月24日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））」の事業変更許可申請を行い、平成23年11月2日付けで許可を受けています。

① 協定の相手方

機構

② 協定締結日

平成23年10月24日

③ 変更の内容

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年法律第42号）に基づき、東日本大震災からの早期復旧に向けた経費の財源確保のため、料金割引を見直しております。

これらを受け「修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額」、「災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額」、「道路資産の貸付料の額」、「計画料金収入の額」及び「料金の額及びその徴収期間」が変更されております。

当中間連結会計期間
 (自 平成23年4月1日
 至 平成23年9月30日)

④ 影響

平成23年度から平成49年度までの期間において修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額789百万円（消費税込み）、平成23年度から平成49年度までの期間において協定上の計画料金収入185百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料194百万円（消費税込み）がそれぞれ増額となり、災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額1百万円（消費税込み）が減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされております。

また、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	341,144百万円
1年超	17,293,009百万円
合計	17,634,154百万円

III 子会社の設立

当社は平成23年12月8日の取締役会において、当社及び当社グループ会社が保有する技術・特許を活用した製品の売買を行うことを目的として、当社の全額出資により中日本高速技術マーケティング(株)を設立することを決議しました。

設立する会社の名称	中日本高速技術マーケティング(株)
事業の内容	土木・建築工事用資機材等の製品売買に関する事業等
資本金	10百万円
設立の時期	平成24年3月上旬
取得する株式の数	20,000株
取得価額	10百万円
取得後の持分比率	100%

IV 株式取得による持分法適用関連会社化

当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)は、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、(株)高速保全が実施する第三者割当増資を引き受けることにより株式を取得し、持分法適用関連会社としました。

株式取得をする会社の名称	(株)高速保全
事業の内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに附帯する業務
資本金	20百万円（平成23年9月1日現在）
払込日	平成23年12月19日
引受する株式の数	501株
払込金額	20百万円
取得後の持分比率	33.3%

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,974	12,936
高速道路事業営業未収入金	50,019	39,338
未収入金	11,383	※6 4,644
有価証券	81,997	88,499
たな卸資産	1,197,048	1,322,934
その他	20,115	24,092
貸倒引当金	△16	△13
流動資産合計	1,373,523	1,492,433
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※1, ※3 88,635	※1, ※3 86,231
無形固定資産	3,824	3,633
高速道路事業固定資産合計	92,459	89,864
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	104,142	104,107
その他(純額)	32,342	34,297
有形固定資産合計	※1 136,484	※1 138,405
無形固定資産	191	184
関連事業固定資産合計	136,675	138,590
各事業共用固定資産		
有形固定資産	※1 21,186	※1 21,133
無形固定資産	4,571	4,324
各事業共用固定資産合計	25,757	25,458
その他の固定資産		
有形固定資産	※1 469	※1 463
その他の固定資産合計	469	463
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 10,739	※2 11,192
貸倒引当金	△204	△193
投資その他の資産合計	10,534	10,999
固定資産合計	265,896	265,375
繰延資産	1,764	1,956
資産合計	※2 1,641,185	※2 1,759,765

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	72,698	47,965
1年以内返済予定長期借入金	3,616	3,089
リース債務	155	145
未払法人税等	837	8,522
引当金	1,446	1,579
その他	49,971	43,644
流動負債合計	128,726	104,947
固定負債		
道路建設関係社債	※2 818,993	※2 959,066
道路建設関係長期借入金	438,980	432,100
その他の長期借入金	8,555	7,010
リース債務	324	282
退職給付引当金	49,178	49,987
その他の引当金	5,978	6,555
その他	12,005	11,876
固定負債合計	1,334,014	1,466,879
負債合計	1,462,741	1,571,826
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	26,344	27,767
別途積立金	11,669	13,976
繰越利益剰余金	3,780	9,544
利益剰余金合計	41,793	51,288
株主資本合計	178,444	187,939
純資産合計	178,444	187,939
負債純資産合計	1,641,185	1,759,765

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
高速道路事業営業損益				
営業収益		247,687		247,100
営業費用		234,170		232,880
高速道路事業営業利益		13,516		14,219
関連事業営業損益				
営業収益				
受託業務収入		5,982		5,490
休憩所等事業収入		6,881		6,621
不動産賃貸収入		59		58
その他の事業収入		309		244
営業収益合計		13,234		12,415
営業費用				
受託業務事業費		5,987		5,542
休憩所等事業費		3,781		4,010
不動産賃貸費用		21		26
その他の事業費用		753		651
営業費用合計		10,543		10,230
関連事業営業利益		2,690		2,184
全事業営業利益		16,206		16,404
営業外収益		※1 948		※1 711
営業外費用		※2 260		※2 163
経常利益		16,894		16,952
特別利益		※3 67		—
特別損失		※4, ※6 468		※4 39
税引前中間純利益		16,493		16,912
法人税、住民税及び事業税		6,930		8,020
法人税等調整額		△59		△602
法人税等合計		6,870		7,417
中間純利益		9,623		9,495

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		65,000		65,000
当中間期末残高		65,000		65,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		65,000		65,000
当中間期末残高		65,000		65,000
その他資本剰余金				
当期首残高		6,650		6,650
当中間期末残高		6,650		6,650
資本剰余金合計				
当期首残高		71,650		71,650
当中間期末残高		71,650		71,650
利益剰余金				
その他利益剰余金				
高速道路事業積立金				
当期首残高		26,375		26,344
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の積立		—		1,423
高速道路事業積立金の取崩		△31		—
当中間期変動額合計		△31		1,423
当中間期末残高		26,344		27,767
別途積立金				
当期首残高		9,928		11,669
当中間期変動額				
別途積立金の積立		1,741		2,307
当中間期変動額合計		1,741		2,307
当中間期末残高		11,669		13,976
繰越利益剰余金				
当期首残高		1,736		3,780
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の積立		—		△1,423
高速道路事業積立金の取崩		31		—
別途積立金の積立		△1,741		△2,307
中間純利益		9,623		9,495
当中間期変動額合計		7,913		5,764
当中間期末残高		9,650		9,544
利益剰余金合計				
当期首残高		38,040		41,793
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の積立		—		—
高速道路事業積立金の取崩		—		—
別途積立金の積立		—		—
中間純利益		9,623		9,495
当中間期変動額合計		9,623		9,495
当中間期末残高		47,663		51,288

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
株主資本合計		
当期首残高	174,690	178,444
当中間期変動額		
中間純利益	9,623	9,495
当中間期変動額合計	9,623	9,495
当中間期末残高	184,313	187,939
純資産合計		
当期首残高	174,690	178,444
当中間期変動額		
中間純利益	9,623	9,495
当中間期変動額合計	9,623	9,495
当中間期末残高	184,313	187,939

【重要な会計方針】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 8～60年

機械及び装置 5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

当中間会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月 30日)

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月 30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 56,824百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 ① 道路建設関係社債 818,993百万円(額面額820,000百万円) ② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円 なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」268百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※3 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。 高速道路事業固定資産 車両運搬具 21百万円 なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。 高速道路事業固定資産 機械及び装置 1百万円 車両運搬具 23百万円 計 24百万円</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。 機構 4,357,262百万円 東日本高速道路 19,214百万円 西日本高速道路 275百万円 計 4,376,752百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 63,515百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 ① 道路建設関係社債 959,066百万円(額面額960,000百万円) ② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円 なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」453百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※3 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。 高速道路事業固定資産 機械及び装置 1百万円 車両運搬具 23百万円 計 24百万円</p> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。 機構 4,354,213百万円 東日本高速道路 15,748百万円 西日本高速道路 195百万円 計 4,370,158百万円</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 42,437百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 299,960百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が120,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が42,960百万円減少しております。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,500百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">5,500百万円</td> </tr> </table> <p>6 _____</p>	貸出コミットメントの総額	5,500百万円	貸出実行残高	－百万円	差引額	5,500百万円	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 39,694百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p style="text-align: right;">機構 306,840百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が6,880百万円減少しております。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当中間会計期間末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">6,400百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">6,395百万円</td> </tr> </table> <p>※6 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	貸出コミットメントの総額	6,400百万円	貸出実行残高	4百万円	差引額	6,395百万円
貸出コミットメントの総額	5,500百万円												
貸出実行残高	－百万円												
差引額	5,500百万円												
貸出コミットメントの総額	6,400百万円												
貸出実行残高	4百万円												
差引額	6,395百万円												

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)						
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 18百万円 有価証券利息 37百万円 受取配当金 619百万円 土地物件貸付料 116百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 148百万円 ※3 特別利益の主要項目 ポイント引当金戻入額 67百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 土地 2百万円 固定資産除却損 建物 329百万円 構築物 9百万円 <hr/> 計 339百万円 減損損失 41百万円 前期損益修正損 84百万円 システム改修による預り連絡料金等の残高修正によるものです。 5 減価償却実施額 有形固定資産 6,466百万円 無形固定資産 1,279百万円 ※6 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 3百万円 有価証券利息 37百万円 受取配当金 407百万円 土地物件貸付料 111百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 99百万円 災害支援費用 46百万円 3 _____ ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 車両運搬具 0百万円 固定資産除却損 建物 25百万円 構築物 7百万円 工具、器具及び備品 0百万円 無形固定資産 6百万円 <hr/> 計 39百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 7,122百万円 無形固定資産 1,193百万円 6 _____						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場所</th> <th style="width: 45%;">用途</th> <th style="width: 30%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都町田市</td> <td>遊休不動産</td> <td>建物、構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業区分によりグルーピングを行っており、遊休不動産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間において、遊休不動産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失41百万円（うち建物38百万円、構築物2百万円）として特別損失に計上しております。</p>	場所	用途	種類	東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物	
場所	用途	種類					
東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物					

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額
前事業年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産(工具、器具及び備品)	563百万円	426百万円	137百万円
合計	563百万円	426百万円	137百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
有形固定資産(工具、器具及び備品)	551百万円	480百万円	71百万円
合計	551百万円	480百万円	71百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	116百万円	66百万円
1年超	20百万円	4百万円
合計	137百万円	71百万円

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	121百万円	65百万円
減価償却費相当額	121百万円	65百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	298,399百万円	341,080百万円
1年超	17,316,577百万円	17,292,550百万円
合計	17,614,976百万円	17,633,630百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	102百万円	102百万円
1年超	265百万円	214百万円
合計	368百万円	316百万円

（有価証券関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式5,556百万円、関連会社株式1,314百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式5,556百万円、関連会社株式1,600百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	74.02円	73.03円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	9,623	9,495
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	9,623	9,495
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	1,372.64円	1,445.68円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	178,444	187,939
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	178,444	187,939
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社 第34回社債	中日本高速道路株式会社 第35回社債	中日本高速道路株式会社 第36回社債
発行総額	金350億円	金100億円	金150億円
利率	年0.272パーセント	年0.444パーセント	年1.066パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成23年11月25日	平成23年11月25日	平成23年11月25日
償還期日	平成26年9月19日	平成28年9月20日	平成33年9月17日
担保	一般担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債権に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債権の債務者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債権の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で締結した「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」の一部を変更することを、平成23年10月6日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成23年10月24日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））」の事業変更許可申請を行い、平成23年11月2日付けで許可を受けています。

- ① 協定の相手方
機構

- ② 協定締結日
平成23年10月24日

- ③ 変更の内容

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年法律第42号）に基づき、東日本大震災からの早期復旧に向けた経費の財源確保のため、料金割引を見直しております。

これらを受け「修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額」、「災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額」、「道路資産の貸付料の額」、「計画料金収入の額」及び「料金の額及びその徴収期間」が変更されております。

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

④ 影響

平成23年度から平成49年度までの期間において修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額789百万円（消費税込み）、平成23年度から平成49年度までの期間において協定上の計画料金収入185百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料194百万円（消費税込み）がそれぞれ増額となり、災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額1百万円（消費税込み）が減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされております。

また、「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	341,144百万円
1年超	17,293,009百万円
合計	17,634,154百万円

III 子会社の設立

当社は平成23年12月8日の取締役会において、当社及び当社グループ会社が保有する技術・特許を活用した製品の売買を行うことを目的として、当社の全額出資により中日本高速技術マーケティング㈱を設立することを決議しました。

設立する会社の名称	中日本高速技術マーケティング㈱
事業の内容	土木・建築工事用資機材等の製品売買に関する事業等
資本金	10百万円
設立の時期	平成24年3月上旬
取得する株式の数	20,000株
取得価額	10百万円
取得後の持分比率	100%

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成23年5月24日東海財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第6期)(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
平成23年6月28日東海財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書
平成23年6月28日東海財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書
平成23年8月3日東海財務局長に提出。
- (5) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成23年9月15日東海財務局長に提出。
- (6) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成23年11月15日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成23年12月26日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年3月13日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年10月11日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年10月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年8月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年11月18日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年2月20日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第9回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第10回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第11回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年11月30日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第12回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年1月29日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第13回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年1月29日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第14回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第15回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第16回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第17回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第18回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第19回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第20回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第21回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第22回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第23回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年1月21日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第24回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年1月21日	15,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第25回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年1月21日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第26回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第27回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第28回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第29回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第30回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第31回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第32回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第33回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第34回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第35回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第36回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	15,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成23年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成23年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

		(単位：百万円)
I	資本金	5,114,374
	政府出資金	3,800,771
	地方公共団体出資金	1,313,603
II	資本剰余金	845,591
	資本剰余金	70
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
	損益外減価償却累計額	△3,349
	損益外減損損失累計額	△2,061
III	利益剰余金	2,202,401
	純資産合計	8,162,367

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月19日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 和雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月19日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 和雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。